

平成13年度 “通信教育造船科講座”

スクーリング試験問題 船舶関係法規

受講者番号	第	号	氏名	
-------	---	---	----	--

採		講	
点		師	
		印	

問題1. 小型船造船業法に関する次の文章の空欄に適切な語句又は数値を記入しなさい。

- (1) この法律は、小型船造船における の適正な水準を確保することにより、小型造船業の健全な発展を図るとともに、小型船の の向上に資することを目的とする。
- (2) この法律において、「小型鋼船」とは、総トン数 トン以上又は長さ メートル以上の鋼製の船舶で、総トン数 トン又は メートル以上のものを除いたものをいう。

問題2. 船舶法に関する次の記述の正しいものには○印、誤っているものには×印を□の中につけなさい。

- (1) 日本に本店がある会社であり、その代表者の全員及び業務を執行する役員が3分の2以上が日本国民である会社が所有する船舶は、船舶法でいう「日本船舶」である。
- (2) 日本船舶の所有者は、船舶を修繕又は改造した場合においてその船舶の総トン数に変更が生じたと認めるときは、船舶がある港を管轄する管海官庁にその船舶の総トン数の改測を申請し総トン数の改測を受けなければならない。
- (3) 総トン数2,000トン以上の日本船舶の所有者は、2年に一度船舶国籍証書の検認を受けなければならない。
- (4) 日本船舶は、国内でなければ、総トン数の測度を受けられない。

問題3. 安全法に関する次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を□の中に記入しなさい。

- (1) 旅客船とは、旅客定員が12人を越える船舶をいう。
- (2) 小型船舶とは、12メートル未満の船舶を言う。

- (3) 平水区域を航行する旅客船の検査証書の有効期間は5年である。
- (4) 船舶検査は、船籍港を管轄する管海官庁へ申請を行なう。
- (5) 管海官庁及び船級協会は、定期検査に合格した船舶に対して船舶検査証書を交付する。

問題4. 船舶安全法に基づく検査に関して説明したものである。それぞれに該当するものを下の中から選びなさい。

- (1) 初めての航行の用に供するとき及び船舶検査証書の有効機関が満了するときに行う精密な検査

定期検査

- (2) 安全性に影響を及ぼす改造修理を行うとき、海難により重大な損傷をうけたとき等に行う検査

臨時検査

- (3) 船舶検査証書を受有しない船舶を、やむを得ない理由によって臨時に航行の用に供するとき行う検査

臨時航行検査

- (4) 船用品などの物件について、これを施設する船舶が特定する前でも、あらかじめ物件だけで受けることができる検査

予備検査

- (5) 定期検査と定期検査との間に於いて行う簡易なる検査

中間検査

(定期検査 中間検査 製造検査 臨時航行検査 臨時検査 予備検査 準備検査)

問題5. 次の文は船舶のトン数の測度に関する法及び施行細則の記述である。次の①～⑩までの空欄に適切な語句を記入しなさい。

(1) ① **総トン数** は、我が国における海事に関する制度において、船舶の ② **大きさ** を表すための主たる指標として用いられる指標である。

その数値は ③ **国際総トン数** の規定により算定した値を基準として、運輸省令で定める係数を乗じた値に ④ **トン** を付して表すものとする。

(2) 上甲板下の閉囲場所の合計容積を算定する場合 ⑤ **測度長** を基準に長さ24メートル以上の船舶は、船体主部、⑥ **船体付加物** 及び付加物についてそれぞれ容積を算定しこれらを合算する。

(3) 測度長とは、上甲板の下面において、船首材の前面から ⑦ **船尾外板** の後面までの ⑧ **水平距離** とする。

(4) 上甲板上の閉囲場所の容積は ⑨ **船首楼**、船橋楼、⑩ **船尾楼**、甲板室等それぞれ構造物ごとに容積を算定してこれらを合算する。